お知らせ

いきいきサポーターとして活動しませんか

65歳以上のかたが社会貢献活動に参加し、生きがいづくりや社会参加、介護予防を目指す、めぐろシニアいきいきポイント事業を実施しています。
いきいきサポーター研修を受け、サポーターに登録して社会貢献活動をすると、目黒区商店街商品券と交換できるポイントがたまります。

活動内容

- 保育補助
- 地域の高齢者の見守り
- 介護予防普及活動
- 福祉施設での花壇の整備や掃除など

いきいきサポーター研修・登録会

時 2月19日(木)13:30～14:30(13:00開場)
場 第21会議室(総合庁舎本館地下1階)
内 いきいきポイント事業の説明、活動の紹介・心構え、登録会(住所・氏名が確認できる書類を持参)
対 65歳以上で、要介護・要支援の介護保険サービスを受けていない区内在住者
定 20人(先着)
申 1月16日～2月6日に、電話/FAX(いきいきサポーター研修と明記の上、郵便番号・住所、氏名〈ふりがな〉、電話番号、年齢、手話通訳希望者はその旨)

問 先 高齢福祉課いきがい支援係(☎5722-9837、FAX5722-9474)

お知らせ

健康寿命を延ばし楽しく活動しませんか

おおむね60歳以上のかたが入会できる竹の子クラブは、いこいの家コミュニティルームを活動拠点として、40クラブ約3,400人のかたが楽しく活動をしています。
体操や踊り、ボッチャ、グラウンドゴルフなどの運動で体力増進、健康麻雀や手芸などの趣味を通じた生きがいづくり、地域に根差した清掃活動で社会奉仕など、さまざまな活動をしています。また、会員限定の傷害保険に低額で加入できます。

竹の子クラブ紹介展示

各クラブの活動を紹介します。自宅近くのクラブや興味のある活動を探してみませんか。
時 1月26日(月)～30日(金)8:30～17:00(最終日は16:00まで)
場 西口ロビー(総合庁舎本館1階)

入会方法

見学や体験・入会をご希望のかたは、お近くのいこいの家コミュニティルーム、または高齢福祉課いきがい支援係までお問い合わせください。

問 先 高齢福祉課いきがい支援係(☎5722-9837、FAX5722-9474)

お知らせ

あなたの会社の福利厚生を応援します！

区内の中小企業や商店の経営者の皆さん、事業所の福利厚生でお困りのことはありませんか。従業員一人一人のニーズに対応することはとても難しいことです。目黒区勤労者サービスセンターは新たな人材の確保・定着や社員の活力向上のため、福利厚生事業を行っています。ぜひお役立てください。

対 ①区内の中小企業・商店(従業員300人以下)で働く事業主・従業員
②区外の中小企業・商店で働く区内在住者(個人会員)
¥ 1人当たり入会金200円、会費月額400円

会員拡大キャンペーン実施

区内の中小企業・商店は、3月15日までに入会すると、入会金と3月分までの会費が無料です。

事業	内容
健康維持・増進	法定定期健康診断・人間ドック補助、日帰り温泉施設補助(都内近郊の日帰り入浴施設の割引補助)など
自己啓発・文化	学習講座の受講料補助、勤労者美術展補助など
余暇活動	バスケットボール・ラグビー・野球・サッカー・相撲のチケットやプリペイドカードの割引販売、ゴルフ練習場・遊園施設・船宿の補助、市販のバスツアーの補助、コンサート・観劇・展覧会チケットのあっせん、指定宿泊施設の補助など
給付金	金婚・銀婚祝い金、二十歳祝い金、結婚祝い金、出産祝い金、小・中学校入学祝い金、入院見舞金など
生活安定・財産形成	中小企業退職金制度、ローンの紹介など
その他	レストランの食事券・産地直送品・食料品のあっせんなど

問 目黒区勤労者サービスセンター(☎3715-4135、FAX3713-9901)

お知らせ

成年後見制度をご活用ください

成年後見制度は認知症や障害などで判断能力が十分ではないかたの財産や権利を守り、支えるための制度です。

制度には2種類あります

●法定後見制度
判断能力が十分でないかたに、家庭裁判所が成年後見人などを選任し、権利や財産を守る制度です。本人の判断能力に合わせて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。

●任意後見制度
判断能力が低下する前に、将来に備えて自分で代理人(任意後見人)を選び、生活や財産管理に関する契約を公正証書によって結んでおく制度です。

後見人の役割とは?

後見人は、必要な支援の内容によって、親族のほか、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職が選任されます。

●身上保護
介護サービスの利用や施設の入所契約などを行い、本人が安心して生活できる環境を整えます。

●財産管理
資産や収支を把握し、適正かつ計画的に資産を維持します。

成年後見制度の利用をご支援します

権利擁護センター「めぐろ」は、制度の利用をサポートするための各種事業を行っています。

- 職員・専門職による制度利用に関する相談
- 専門家による後見人をご希望のかたへの後見人候補者などの紹介
- 親族後見人へのサポート
- 講座・講演会の実施　など

問 権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、FAX5768-3965)